

松本市子どもの未来応援事業
子どもの居場所づくり推進事業交付金 募集概要

変 更 点

令和3年度事業については、前年度からの変更はありません。

1 目的

地域における子どもの居場所づくりを推進し、子どもにとって安全・安心で、温かな地域社会を創造するため、予算の範囲内で松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金（以下「交付金」といいます。）を交付するものです。

2 定義（用語の意義）

(1) 子どもの居場所づくり推進事業

地域の大人が、地域の子どもに対して、食事を中心とする地域における団らんの場を提供する事業をいいます。

(2) 生活体験

地域の歴史、文化、季節行事、郷土料理、遊び等でその地域において伝承されている文化等を、地域の大人たちから教わり、又は主体的に体験することをいいます。

3 交付対象者

交付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」といいます。）は、次に掲げる団体で、会則等によりその組織及び運営に関する事項を定めている団体とします。

(1) 町会または地区町会連合会に属する団体

(2) 非営利（営利活動を目的としないことをいいます。）の市民活動団体

(3) その他市長が適当と認める団体

【次に掲げる団体は、交付対象者となることができません。】

- ・ 政治活動または宗教活動を主な目的としている団体
- ・ 活動内容が公の秩序または善良な風俗に反する団体
- ・ 暴力団または暴力団員が意思決定に関与し、または暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある団体

4 交付対象事業

交付金の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす子どもの居場所づくり推進事業とします。

(1) 地域内の子どもであれば、広く誰でもが利用できる子どもの自主的な参加に向けた取組みを行うこと。

(2) 市長が適当と認める市内の同一施設において、定期的を実施するものとし、1回当たり2時間以上、概ね1月に1回以上若しくは、教育機関の長期

休暇中に概ね1週間に1回以上実施すること。

- (3) 毎回、食事を提供すること。
- (4) 子どもの学習支援を実施すること。
- (5) 子どもや保護者の生活相談に応じること。

5 交付金の区分等

交付金の区分・額・上限は、次のとおりです。

区分	交付額	交付上限額
事業開始交付金	100,000円以内	年額100,000円
事業運営交付金	開催1回当たり 8,000円	年額416,000円
事業支援加算	開催1回当たり 4,900円	年額58,800円
生活体験加算	開催1回当たり 6,160円	年額73,920円

- (1) 事業開始交付金は、子どもの居場所づくり推進事業を開始する年度においてのみ交付を受けることができるものとします。
- (2) 交付金は、事業対象年度において当該事業に全て支出するものとします。

6 交付金の使途

- (1) 事業開始交付金は、子どもの居場所づくり推進事業の開始に係る経費のうち次に掲げるもの以外のもので充てることはできません。
 - ア 備品（初度調度品）の購入に要する経費
 - イ その他市長が必要と認める経費
- (2) 事業運営交付金は、子どもの居場所づくり推進事業に係る経費のうち次に掲げるもの以外のもので充てることはできません。
 - ア 会場の使用に要する経費
 - イ 保険の加入に要する経費
 - ウ 食材費等食事の提供に要する経費
 - エ 教材費等学習支援の実施に要する経費
 - オ 相談員の報酬等生活相談の実施に要する経費

- カ 支援者に対する交通費等の費用弁償に要する経費
 - キ その他市長が必要と認める経費
- (3) 事業支援交付金は、子どもの居場所づくり推進事業に係る経費のうち次に掲げるもの以外のものに充てることはできません。
- ア 子どもの居場所づくり推進事業の実施について経験、知識等を持つ個人・団体（コーディネーター）への支援依頼に要する経費
 - イ その他市長が必要と認める経費
- (4) 生活体験交付金は、子どもの居場所づくり推進事業に係る経費のうち次に掲げるもの以外のものに充てることはできません。
- ア 子どもの居場所づくり推進事業の生活体験実施について経験、知識等を持つ個人・団体への支援依頼等開催に要する経費
 - イ その他市長が必要と認める経費

7 交付申請

- (1) 交付金の交付を受けようとする者は、松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて子ども福祉課に提出してください。
- ・松本市子どもの居場所づくり推進事業実施計画書（様式第2号）
 - ・松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金使途計画書（様式第3号）
 - ・その他市長が必要と認める書類（必要とする場合は、別途お知らせします。）
- (2) 交付金の交付申請は、同一年度内に1交付対象者の同一施設につき1回限りとします。

8 交付決定

- (1) 申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付を決定したときは、松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知します。
- (2) 交付金の交付を決定をする場合において、その目的を達成するため、次の条件（①から⑧）を付することとします。

- ① 1回あたり2時間以上、かつ概ね1月に1回以上若しくは、教育機関の長期休暇中に概ね1週間に1回以上の事業を無料で実施すること。
- ② 利用児童を限定せず、居場所を必要とする子どもを広く受け入れること。
- ③ 事業に対し、地域住民の理解と協力を得ること。
- ④ 1回につき1食以上の食事を提供すること。
- ⑤ 1回につき10食以上の食事を提供できる体制をとること。
- ⑥ パンやおにぎりのみ、またはおやつ程度の簡易なものを食事として提供しないこと。
- ⑦ 食物アレルギー等の有無については保護者等に確認し、適切に対応すること。
- ⑧ 学習支援を行える人材に配慮し、子どもの宿題や自主学習を支援すること。

9 交付金の請求

交付金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」といいます。）が交付金の請求をしようとするときは、松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第5号）をこども福祉課に提出してください。

10 実績報告等

(1) 交付決定者は、第8条の規定による交付決定を受けた年度の末日までに、当該交付決定の対象となった子どもの居場所づくり推進事業の実績について、こども福祉課に提出してください。

(2) 実績報告は、松本市子どもの居場所づくり推進事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えてこども福祉課に提出してください。

- ・松本市子どもの居場所づくり推進事業実施結果書（様式第7号）
- ・松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金使途報告書（様式第8号）
- ・その他市長が必要と認める書類（必要とする場合は、別途お知らせします。）

11 交付決定の取消しおよび交付金の返還

交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部ま

たは一部を取り消し、交付した交付金の全部または一部の返還を命ずる場合があります。

- (1) 松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付金の交付決定を受けたとき。
- (3) 交付申請の内容と実績報告の内容との間に正当な理由がないにもかかわらず齟齬があったとき。
- (4) その他不相当と認める作為または不作為があったとき。

12 交付対象期間

交付決定の実施月から令和3年3月まで

13 応募方法等

(1) 受付期間

令和3年3月29日（月）から随時受け付けます。

※土曜・日曜・祝日は除きます。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先等

事前に下記14の担当者までご連絡のうえ、松本市こども部こども福祉課（東庁舎1階）にご持参ください。

ア 書類を持参していただいた際に、事業内容等についてお聞きします。

イ 事情により、やむをえず書類の持参が難しい場合、郵送での受付もいたしますので、事前に下記14の担当者までご連絡ください。後日、事業内容についてお聞きします。

(4) 提出書類

4ページ7の「交付申請」のとおりです。

14 問い合わせ先および持参・送付先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市こども部こども福祉課（東庁舎1階）

担当者 新村、丸山(由)

電話 0263-33-4767（直通）

FAX 0263-36-9119